

要 望 書

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

令和7年6月4日
宮城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内 14 市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る 4 月 14 日に宮城県市長会議を開催し、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を全員一致により採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 気仙沼市長 菅原 茂

宮城県市長会名簿

職名	氏 名	役職
気仙沼市長	菅 原 茂	会 長
富谷市長	若 生 裕 俊	副会長
名取市長	山 田 司 郎	副会長
栗原市長	佐 藤 智	副会長
東松島市長	渥 美 巖	監事
岩沼市長	佐 藤 淳 一	監事
仙台市長	郡 和 子	顧問
大崎市長	伊 藤 康 志	顧問
石巻市長	齋 藤 正 美	
塩竈市長	佐 藤 光 樹	
白石市長	山 田 裕 一	
角田市長	黒 須 貫	
多賀城市長	深 谷 晃 祐	
登米市長	熊 谷 康 信	

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 14 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

第 2 期復興・創生期間の最終年度となる令和 7 年度においては、次の 5 年間（令和 8 年度～12 年度）に向けて、復興の基本方針を見直すこととされているが、ハード事業の整備は概ね終了したものの、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金の償還について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、先般、国から自治体の国に対する履行期限の延長方針が示されたが、その期間については阪神・淡路大震災の例に鑑み、相当長期とすること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。
- (2) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性に差があるなど、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用の推進並びに草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生 2.0」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。
- (4) 東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和5年度の第14回公募をもって新規公募が終了となり、事業の完了期限も令和7年度内とされているところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新增設の強力なインセンティブになっていたことから、引き続き、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、津波被災地に特化した企業立地を促進する同様の効果を有する制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、国は指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ること。
8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。

- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS 処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。一昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。